

令和5年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和5年6月14日（水）午後1時00分～午後2時47分
- (2) 場 所：種子島開発総合センター鉄砲館 大会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
 - 再協議とすることとした。
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）
 - 原案のとおりとすることに決定。
- (4) くろまぐろに関する令和4管理年度及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (5) まあじに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (6) 遊漁に関するアンケートについて（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和5年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年6月14日（水）午後1時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
甲山 博明	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	出席

出席 9

欠席 0

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保菌 隆
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 技術主査）	櫻井 正輝

令和5年6月14日午後1時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、鹿児島市在住委員はWeb会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、委員9人中9人の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の 漁業調整係 森永技術主幹兼漁業調整係長、漁業監理係 保科（ほしな）技術主査、小池水産技師にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております

「まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」、

「さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」、

「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）」、

「くろまぐろに関する令和4管理年度及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」

「まあじに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」

「遊漁に関するアンケートについて（報告）」

の合計6件としております。

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○甲山会長

皆様こんにちは。大変お忙しい中、漁業調整委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。鹿児島県、熊毛海域で非常に重要なモジャコ漁ですが、今年は近年稀にみる豊漁となりまして、大変良かったと思うところがございます。

操業開始当初は中々、藻がなく、苦労していたところですが、3月末頃から型の良いモジャコが捕れだし、4月17日までに県全体で終漁することができ、鹿児島県かん水養魚協会の長元会長と共に喜んだところでした。

また、鹿児島県が終漁した後、大分県が鹿児島県海域で操業を行ったところですが、中々捕れずに苦労されたようです。鹿児島県と大分県の申し合わせにて、沿岸から20海里以内では操業しないよう決められておりますが、今年は沖にモジャコがあまりいなく、20海

里以内で操業させていただきたいと相談が何回もありました。

ただ、両県の申し合わせにて決められている事項なので、承諾する訳にはいかなかった訳ですが、鹿児島県と大分県は相互関係にあり、片方の県でモジャコが捕れない場合は融通するなどして助け合ってきたところですので。今後、この申し合わせ内容についても検討する必要があるかもしれません。

また、皆様のご関心のある馬毛島基地建設ですが、基地建設により、漁場が消失することについても、今後、考えなければならぬかもしれません。

本日は忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、規程により、座長は会長が務めることとなっておりますので、甲山会長よろしく申し上げます。

○甲山会長

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、今回は伊東委員と久賀委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

○伊東委員，久賀委員

はい。

○甲山会長

それでは、議事に入ります。

議題1「まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」という諮問事項を議題とします。

水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

水産振興課漁業監理係の保科です。よろしく申し上げます。

資料は右肩に資料1と書かれているものでございます。資料をめくっていただいて1

ページ目に諮問文をつけておりますので、読み上げさせていただきます。

水振第224号，令和5年6月1日，水産振興課扱い，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県知事，まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問），このことについて，別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので，漁業法第16条第2項及び同条第5項の規定により貴委員会の意見を求めます。

資料をめくっていただいて2ページ目をお願いします。

2ページ目のまさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更について説明させていただきます。

まず1.概要でございます。

今回お諮りするの知事管理区分のうち，数量明示されている鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業から800トンを島根県へ，200トンを山口県へ融通するものです。

また，知事管理漁獲可能量として設定していない県留保枠から島根県，山口県へ融通を行っており，これは報告とすべき内容ですが，関連いたしますので，一緒に説明いたします。

次に2.経緯です。

島根県，山口県においては5月以降，漁獲量が積み上がったことから，比較的漁獲可能量に余裕がある本県に対し，漁獲可能量融通の相談がありました。両県とも非常に逼迫した状況で，可能な限り早い時点及び追加での融通希望があったところです。

続いて融通可否を判断するための3.本県におけるまさば及びごまさばの漁獲状況について説明いたします。

まず，まき網漁業について，下の表をご覧ください。

まき網漁業は県知事管理漁獲可能量として7,500トンと数量明示をしており，5月末時点で4,795トンの漁獲があり，消化率は63.9%となっております。

右隣の今後漁獲量想定には6月の漁獲量が平成30年以降最大であった約1,200トンを記入しており，その場合に1,505トンの残が生じます。

次に敷網，定置網，一本釣りを含むその他は現行水準であり，漁獲可能量の振り分けはありませんが，目安量として600トンが設定されています。これに対し，328トン多い，928トンが漁獲されています。平成30年以降最大であった1,003トン/年となった場合，最終的に403トン超過となります。ただ，県全体の漁獲可能量としては2,002トンの残が生じる見込みです。

ページを1枚お進みください。

これまで説明した事項を踏まえて4.対応案を説明いたします。

先ほど説明申し上げたとおり，平成30年度以降の最大漁獲量があったとしても2,002トンの残が想定されることから，次の表のとおり対応したいと考えております。

数量明示されている県まき網漁業の漁獲可能量から島根県へ800トン，山口県へ200ト

ン、融通します。事務的な流れとしては、計1,000トン进行留保枠に受け入れ、それぞれ融通することになります。

その他漁業は現行水準なので、動きはありません。

县留保枠について、ルール上、县留保枠は数量のない現行水準に移すことができません。そのため、実質的に数量明示されているまき網漁業に移すことしかできないため、县留保枠が減少することが直接影響する县まき網組合へ確認したところ、島根县、山口县への融通を承諾していただいたため、留保枠から島根县に500トン、山口县に300トンを融通いたしました。

これらをまとめますと表の一番下の計の欄にあるとおり、2,002トンから1,800トンを融通し、最終的に202トンが手元に残る形になります。

しかし、自然相手ですので、想定できない突発的な大漁がある場合も当然考えられます。今回の融通後に、サバが大漁し、县の漁獲可能量を超過した場合には、最悪、今度の7月から開始される令和5管理年度から差し引かれることもあり得ます。

その場合には、今回本县が融通した各县から、融通した量を上限に漁獲可能量を融通し返していただくことになっておりますので、今回の融通によって本县漁業者が不利益を被らないように調整しているところです。

今回の融通後の本县知事管理漁獲可能量は、数量明示されているまき網漁業が1,000トン減少した6,500トンとなります。

以上が令和4管理年度における変更に係る説明でした。

続きまして、4ページをご覧ください。まさば及びごまさばに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、ご説明いたします。

令和5年4月26日付け5水管第325号にて、農林水産大臣から11,800トンを配分する旨の通知があったことから、县資源管理方針別紙1-6に基づき、本县に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本县の留保枠としました。

漁獲実績と配分比率にあるとおり、令和元～令和3年のまき網平均値は8,701トンで91.2%、その他漁業は844トンで8.8%となり、县留保枠を差し引いた10,620トンに乘じ100トン未満を10トン単位で四捨五入すると、まき網漁業で9,700トンとなります。

その他漁業は現行水準であるため目安数量ですが、920トンとなります。

今後は、鹿兒島、熊毛海区漁業調整委員会へ諮問し、答申をいただけましたら、農林水産大臣の承認を経て县公報に告示する予定です。

以上、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

これまで他県から本県へ融通してもらうことはあったかと思いますが、本県から他県に融通するのは今回が初めてではないでしょうか。今後考えられる影響等について分かりましたらご説明いただきたいです。

○保科技術主査

ご指摘のとおり、本県から他県に融通するのは漁業法が改正されてから初めてになります。これまでは特にクロマグロで漁獲枠が足りなく、他県に多くの枠を融通していただいたところでした。浮魚関係では大きな資源が流れてくるとすぐ枠が無くなってしまい、その際に枠が大きなところからは柔軟に枠を融通しあわなければならないということで、今回、漁業者や、旋網組合からは承諾を得られたところでした。

また、今回、本県から他県に融通したことで、本県の枠が少なくなった際には、他県から融通してもらいやすくなるのではないかと考えております。

○久賀委員

分かりました。ご説明ありがとうございます。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○甲山会長

議題1「まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題2は、「さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」です。これは、協議事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

はい。水産振興課の森永です。資料は資料2と書かれているものでございます。

さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正案の概要についてご説明いたします。

まず、現在の取扱方針の2.さんご漁業の許可等に関する取扱方針ですが、深海さんごはアカサング、モモイロサング、シロイロサングのいわゆる宝石さんごが対象となっており、許可対象者は当該漁業の操業実績があるもの、操業しようとする区域に係る漁業協議会等の同意がある者、操業区域については5海域（宇治、三島、十島、熊毛、奄美）に分けられており、許可期間については1年以内、制限又は条件として、採取船は目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるものに限る。操業をする場合の採取船は1隻とする。となっております。

3.さんご漁業の許可状況ですが、現在の許可は1件となっております。漁業許可をしようとするときは「漁業種類や許可すべき漁業者の数などの制限措置等」を、海区漁業調整委員会（鹿児島、熊毛、奄美）に諮問し、答申を得て、公示しております。

1.取扱方針を見直すに至った経緯ですが、現在さんご漁業については選択的に採取が可能なROV等を用いた漁獲を行っているところです。宝石さんごについては、中国などで需要が高まっていることから、価格が高騰しており、漁業者の関心も高まっているところですが、深海さんごについては、非常に成長が遅く、捕りすぎにより資源が減少した際に回復するまでに長期間かかるという特徴があります。

そのようなこともあり、宝石さんごはワシントン条約において、国際取引を規制するべきとの議論がございまして、水産庁は宝石さんごの管理を適切に進めるため、現状以上の許可を発給しないなど、漁獲努力量が増えない措置を取るよう、平成27年10月、県に対しまして、通知文を発出しております。文書については、資料の9ページに添付しております。

本県のさんご漁業の許可の取扱につきましては、水産庁の技術的助言を踏まえて、現在の許可数以上の新規許可は行ってきませんでしたが、今回、新たにROV等を用いた選択的漁獲について要望があったことから、改めて水産庁に確認したところ、技術的助言は総漁獲努力量を増やさない措置をいつているもので、漁獲努力量を増やさず調整するのであれば、相談に応じる旨の回答があったため、水産庁に相談しつつ整理・検討を行ってきたところ

です。

それらを受けて4.今回取扱方針を見直す主な内容等についてご説明いたします。

水産庁の技術的助言を踏まえまして、（1）許可対象者を整理する。ROVなど選択的に採取することが可能と認められるものであれば許可を認める。

（2）資源管理措置を追加する。これまでの選択的採取に加え、採取数量の規制や体長制限等を追加するものです。（3）許可等の条件を整理するというところで（2）の資源管

理措置等の記載をするということで整理しているものです。

次のページをご覧ください。

これまでの取扱方針との新旧対照表になります。左が改正案、右が現行となっております。

1 深海さんごを対象とするさんご漁業につきましては、一部、水産庁の技術的助言に記載されているさんごの規定について記載しております。生きたさんごについては、再生産に寄与するというので、生きたさんごと死んださんごについて明記しております。

許可対象者については、現行はア、イに記載されているとおり、これまで操業実績がある者ということで、新規参入が難しいものとなっております、また、各地域協議会の同意が必要となっております。

改正案につきましては、これまでの各地域協議会の同意に加えて、資源管理への取り組みが行える者を追加し、これまでは許可条件に記載していました選択的採取についても許可対象者に新たに追加しております。

続きまして（6）深海さんごの資源管理措置について、ご説明いたします。

こちらについては、現行では記載がなかったものになります。採取船の制限ですけれども、ROV等による選択的採取ということで、こちらは、これまでの許可条件に記載されていたものになります。イ. 深海さんごの採取数量の上限、こちらは水産庁の協議の中で許可数を増やすのであれば、採取数量の上限を設定すべきという助言がございましたので、平成27年以降の漁獲実績に基づきまして、許可を受けた者が複数ある場合は、1者のさんごの採取上限数量は、1年間あたり210kg以内とするとしております。

続きまして3ページをお願いします。ウ. 深海さんごの採取状況の記録ですけれども、こちらについては、新規で追加したもので、採取状況の映像又は、画像を記録してくださいというものでございます。

エ. 操業位置の記録、保存、こちらについても新規となりますが、出港から帰港までGPS等により、船舶の位置を確実に記録し、3年間保存しなければならないというものです。

オ. 深海さんごの採取に係る大きさの制限については、さんごは非常に成長が遅いということで、長さが15cm未満のものは採取してはならないとしております。こちらについては、現在の許可条件に記載しております。

カ. 深海さんごの採取数量、こちらについては、深海さんごの種類ごとに採取数量を報告してくださいというものになっております。

キ. 深海さんごの年間販売実績、こちらにつきましては、さんごは入札会がありますので、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出するというものです。

ク. 許可数の制限、水産庁の通知では、総漁獲努力量を増えないことを優先するとありますので、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、許可数を制限することがあるとしております。

続きまして、許可等の条件についてご説明いたします。

ア. こちらについては、現行に記載されているものと同様であります。

イ. 他漁業の操業を妨げてはならない。こちらについても、現行で記載されているものでございます。

続きまして4ページをお願いします。

エ.～キ.につきましては、GPSの記録、映像の記録、体長の制限、採取数量上限に達する恐れがあると認めて知事が指定した日以降は、さんごの採取をしてはならないなど、資源管理に関する事項が記載されています。

附則の8ですけれども、この方針は、令和5年〇月〇日から施行する。ただし、施行日以前に許可を受けた者は、令和5年度においてはこの限りではない。なお、1（6）イの規定に関する事項は令和6年4月1日から適用する。としております。

また、新たな許可取扱方針については5～8ページにお示ししておりますので、お目通してください。

説明は以上になります。ご協議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○甲山会長

南種子町漁協の組合長として意見を申し上げますと、3年ほど前、組合員よりモジャコ漁が終わった後の1～2ヶ月の間、さんご漁を行いたいと相談がございました。

それを受け、1年のうち1～2ヶ月程度、漁ができないかと水産振興課にお願いをしましたが、水産庁の通知文（技術的助言）が出されており、水産庁と協議も行った結果、許可できないと回答がありました。

私は水産振興課からの回答を南種子町漁協の組合員、種子島漁協の組合長にお伝えしたところです。

そのような経緯がある中、今回、取扱方針を改正するという話が急に出てくるということについて、どうしてもおかしいと感じてしまいます。

もし、改正するのであれば、我々、沿岸漁業者でも操業できるような改正としていただきたいと考えます。

○川東委員

私も会長と同意見です。もし改正するのであれば、沿岸漁業者でも採捕できるような改正としていただきたい。

○甲山会長

我々、沿岸漁業者が困り、県に相談した際には許可は出来ないと回答があったなか、今回の取扱方針改正で大手の業者については、許可を認めるというのは納得できかねます。

仮に、取扱の改正がなされ、熊毛地区水産振興会（協議会）に新たな業者より同意依頼があった場合は、同意しないという選択肢も視野に入れる必要があると考えます。

私は高知のさんご入札会に行ったことがあります。入札会には、日本国民以外は参加出来ないようになっております。ただ、バイヤーは裏で中国と繋がっており、結局、さんごは中国に流れています。このような状況の中、取扱方針を改正し、新規参入を認め、採取制限を設けるということではありますが、実際は採捕報告せず、密漁されることが懸念されます。

もし、改正するのであれば、沿岸漁業者も採捕できるような改正としていただきたいと私は考えます。

皆様方のご意見はいかがでしょうか。

○伊東委員

私は、取扱方針の改正はせず、現状維持が良いかと思えます。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

3年ほど前、会長から、県にご要望いただきました際は、網を使っての操業ということでしたが、今回はROVを使って選択的に採捕するというものです。国からは漁獲努力量を上限として管理するようという通知文がありまして、当時、会長にご説明が十分でなかったところもあるかと思えますが、採取量で管理するというのであれば、問題ないと水産庁より正式に回答があったことから、今回、一部改正について協議させていただくものです。

また、先ほど会長が仰ったとおり、協議会の同意がなければ、許可がされないというものになっております。

○甲山会長

沿岸漁業者が操業できるような取扱方針の改正は出来ないのでしょうか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

網を使用したさんご漁は以前は本県でもあったようですが、漁場が限られており、捕りすぎにより、資源が激減し、先ほど申し上げましたとおり、さんごの成長はかなり遅く、再生産までに時間を要することから、すぐに漁業が衰退したようです。

また、網を使用した操業は、漁場を荒らすという側面もございまして、県としましては、現在行われている選択的に採捕していただく方法が持続的に漁業を行えるのではないかと考えております。

○甲山会長

選択的に採捕するというのは具体的にはどのような方法でしょうか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

潜水艇による採捕となります。

○甲山会長

資源保護のために選択的採捕ということですが、私が3年前に相談した際は、自分たちの共同漁業権内での短期間での操業という条件で相談しましたが、それでも無理だという回答でした。

今回の改正では、熊毛海域にも関わらず、熊毛地域の漁業者が操業できず、大手の業者が操業できるという改正はおかしいと思えます。

沿岸漁業者が操業できるような改正については、検討出来ないのでしょうか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

水産庁とは選択的採取ということで協議しておりまして、網を使用した採捕については、協議しておりませんので、また1から協議する必要があります。

○伊東委員

はい。

○甲山会長

伊東委員どうぞ。

○伊東委員

さんごの生息場所は、マチ類の生息場所と同じであります。さんご漁業が行われた場所では、数日後にマチ類を狙って操業しても捕れません。さんご漁業は漁場に悪影響を与えていると考えられますので、私はこれ以上許可数を増やすのは反対です。

○奥村委員

はい。

○甲山会長

奥村委員どうぞ。

○奥村委員

熊毛地域で同意がなければ、他の海域でも操業できないということでしょうか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

許可については宇治、三島村、熊毛、十島村、奄美の5海区となっておりまして、それぞれの海域における協議会の同意が必要となります。例えば、三島村海域で操業する場合は三島村地域の協議会の同意があれば、操業できるということになります。

○甲山会長

そのため、今回取扱方針の改正を行いましても、熊毛地区水産振興会の同意がなければ、熊毛海域では操業できないということになります。

○伊東委員

はい。

甲山会長

伊東委員どうぞ。

○伊東委員

採取量の上限数量が1年間あたり260kg以内というのは、2者になれば520kg以内になるということでしょうか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

総採取量ですので、2者でも260kg以内となります。また、総採取量については、水産庁と協議した結果、直近の漁獲量を鑑みて1年間あたり260kg以内となったものです。

○甲山会長

他にご意見はないでしょうか。

○甲山会長

今回の意見を水産振興課に持ち帰っていただき、再協議するということがいかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○甲山会長

それでは、議題2の「さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」は、再協議といたします。

○甲山会長

議題3は、「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）」です。

これは、協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記

それでは、事務局の方から説明させていただきます。

資料は右肩に資料3と書かれているものでございます。1ページをご覧ください。

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題案に係る概要を示したものになります。

1 手続きの流れについて、今回協議する提出議題は、来年度の要望事項となります。

例年、以下の手続きを経ていきます。連合会区事務局案を作成し、各海区事務局へ委員会協議を依頼。各海区で委員会を開催し、協議決定後、連合海区へ回答。本日の協議は②になります。

各海区の回答を受け、連合海区漁業調整委員会を開催し、最終決定するという流れになります。

2 提出議題案について、ご説明申し上げます。大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業

における操業禁止区域の見直し拡大等について（継続），日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について（継続），太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について（継続）の3つを事務局案としております。

こちら3議題については，例年要望しておりまして，今年度も継続して要望するものです。

3協議内容について，提出議題案について，このとおり継続要望するかどうかに加えて，九州ブロック会議において話題提供や議論すべき項目，国への新規要望事項等について，ご協議をよろしくお願ひしたいと考えております。

2ページに鹿児島県連合会区漁業調整委員会事務局から鹿児島3海区の漁業調整委員会事務局への依頼文，3ページから5ページに各要望の詳細，6ページには要望に関する留意点，7ページ以降に今年度全漁調連から提出された要望書を添付しております。後ほどお目通しいたきますよう，お願ひいたします。

事務局からの説明は以上になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○甲山会長

ただいまの事務局からの説明に対して，ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題3の「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）」は，原案のとおりとし，この件は終了いたします。

○甲山会長

議題4は，「くろまぐろに関する令和4管理年度及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」です。

これは，報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

まず，最初にくろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について説明します。

資料4の1ページをご覧ください。

まず概要でございます。今回は，令和4年4月1日から令和5年3月31日までを期間とする令和4管理年度において，北海道からくろまぐろ小型魚10トン，大型魚5トンの譲渡があり，本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので，その報告となります。

管理区分への配分ルールとしては，おおむね1割を本県留保とし，残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて，それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ，可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされていま

す。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。

次に配分です。配分方法は令和2管理年度の漁獲実績をもとに管理区分ごとに次の比率で配分しており、今回譲渡をいただいた分についても、同比率を適用しました。

小型魚は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が72：28、大型魚は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が55：45となっております。

この結果、表にあるとおり、小型魚では定置漁業に7.2トン、その他くろまぐろ漁業に2.8トンの追加となり、変更後の漁獲可能量は合計32.5トンとなりました。

大型魚では定置漁業に2.8トン、その他くろまぐろ漁業に2.2トンの追加となり、変更後の漁獲可能量は20.7トンとなりました。

この変更については、令和5年3月17日付けの県広報により告示しております。

なお、資料には記載しておりませんが、令和4管理年度の実績としては、小型魚32.5トンに対して27.3トン、大型魚が29.7トンに対して16.6トンの漁獲がありました。

続いて、くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてご説明します。次のページをお開きください。

まず1概要でございます。令和5年4月1日から令和6年3月31日までを期間とする令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について、令和5年5月19日付け5水管第468号にて農林水産大臣から追加配分があったことから、各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。

2配分ルールについては先ほど説明したものと同様ですので、説明を割愛させていただきます。

3配分についてです。令和2～3管理年度の実績をもとに、それぞれ比率を算出しております。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。30kg以上の大型魚では定置漁業：その他くろまぐろ漁業が71：29となったことから、県留保分を差し引いた国からの追加配分量2.0トンにそれぞれ乗じたところ、定置漁業で1.4トン、その他漁業で0.6トンの増加となり、大型魚における変更後の漁獲可能量は定置漁業で7.1トン、その他漁業で2.9トン、県留保枠は1.1トンとなりました。

次の小型魚では、定置漁業：その他くろまぐろ漁業が79：21となったことから、県留保分を差し引いた国からの追加配分量8.5トンにそれぞれ乗じたところ、定置漁業で6.7トン、その他漁業で1.8トンの増加となり、上半期における変更後の漁獲可能量は定置漁業で11.6トン、その他漁業で2.7トン、県留保枠は2.4トンとなりました。

なお、上半期の未利用分は下半期に繰り越されることとなります。

この変更については、令和5年6月2日付けの県広報により告示しております。

以上で説明を終わります。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

議題5は、「まあじに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

「まあじに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」説明します。資料5の1ページをご覧ください。

まず1 変更理由でございます。令和5年1月1日から令和5年12月31日までを期間とする令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について、令和5年5月12日付け5水管第495号にて農林水産大臣から追加配分があり、県知事漁獲可能量を変更しましたので、その報告となります。

この変更については、令和5年5月2日付けの県広報により告示しております。

次に2 本県に配分された漁獲可能量について、本県には500トンが配分されております。

配分方法は、県資源管理方針別紙1-1に基づき、本県に配分された漁獲可能量のうちおおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じ、それぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とします。

また、おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする、とされていることから、次の変更案のとおり配分しました。

配分にあるとおり、R1～R3年のまき網平均値は1,040トンで60.5%、その他漁業は679

トンで39.5%となり、県留保枠を差し引いた450トンに乗じると、まき網漁業で300トン、その他漁業で150トンの増加となり、変更後の漁獲可能量はまき網漁業で1,900トン、その他漁業は目安数量で1,250トン、県留保枠は350トンとなりました。

以上で説明を終わります。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

議題6は、「遊漁に関するアンケートについて（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○小池技師

水産振興課の小池です。資料6にて説明させていただきます。1ページをご覧ください。

こちらは、遊漁の実態把握ということで昨年8月に各漁協に対して行いましたアンケートの結果についてまとめたものになります。アンケートについては、問1～問6までございまして、問1は各漁協の従事者、水揚げ状況について、問2は漁協管内における遊漁者とのトラブルについて、問3は遊漁者が使用できる道具について、問4は遊漁船業者とのトラブルについて、問5は遊漁者とのトラブル防止策について、問6は今後の海面利用について、という内容となっております。

回答については、メール及び電話での聞き取りとなっております、県内の36漁協、支所を含めると46箇所から回答がありました。

1つずつご説明いたします。問1各漁協の素潜り・潜水機漁業関係者の実態について、まず素潜り漁業については、漁業従事者は468人、水揚げ額は1人あたり、差がありますが、約2万～300万円、主な漁獲物は根魚、貝、海藻類というものが中心となっております。

使用している道具については、もり、やす、は具、その他で釣り、手鉤、水中銃ということでした。

潜水機漁業については、漁業従事者が106人、水揚げ額は10～1,400万円、主な漁獲物は素潜りと同じような内容となっております。使用している道具は、水中銃、もり、やす、は具、その他で手鉤、追い込み網等となっております。

続きまして、問2漁業管内における遊漁者とのトラブルについて、まず、(1)トラブルがあると回答したのは21箇所ございまして、その中で増加傾向と回答があったのが9箇所

所ありました。トラブルの内容としましては、遊漁者による施設の損傷、いけす内での遊漁、ゴミの不法投棄、密漁、漁場での遊漁というものでした。

2ページをご覧ください。問3遊漁者が使用できる道具についての質問になります。

(1) チョッキ鉈と呼ばれる鉈の一種は、先端が外れるため遊漁者が使用できない道具ではありますが、漁協として認識しているかという質問に対し、認識していると回答があったのは22箇所でした。(2) 漁協管内で、遊漁者がチョッキ鉈を使用している実態はあるかという質問に対し、9箇所からあると回答がありました。

(3) 遊漁者が使用するやす等の長さについて、遊漁者が魚等を突いて捕るのに使用する「やす」等の柄は、魚を突いた際に手のひらにあるものは認められるが、柄が手から離れて魚を突く使用法は認められていない。柄の長さや素材については、現時点で規制はなく、従来の竹棒以外にアルミやカーボン製で3m以上と長い物も使用されている。遊漁者が使用できる「やす」について、規制は必要であるか、また必要な場合はどのような規制を設けるべきか理由も併せて教えてくださいとの質問を行いました。

規制については、32箇所から規制は必要と回答があり、理由としては、道具の多様化が進んでおり、乱獲に繋がっていること、現状の規程が曖昧なためという理由があげられました。

また、規制すべき内容として、ア 柄の長さを規制すると回答があったのが23箇所あり、理由としては、長すぎるものは、広範囲で多くの魚を捕ることができるためということでした。また、イ 素材を規制するという回答が13箇所からあり、理由としては、カーボン製は軽く丈夫であり、簡単に連結することも可能なので、広範囲の魚を付けるということがあげられました。ウ その他としましては、発射装置(ゴム)の規制と回答があり、理由としては、魚を簡単に採捕できる、やすが手から離れているかがわかりにくいためという意見がございました。

(4) チョッキ鉈以外に遊漁者が使用している道具でトラブルや問題視されているものはあるかという質問に対し、3箇所からあると回答があり、道具としては、イセエビ用のはさみ、集魚灯、アワビおこしというものがあげられていました。理由としましては、深夜の密漁、夜間に長時間使用すると漁業者が魚を捕れなくなるというご意見でした。

(5) 漁協に対し、遊漁者からの水揚げ実績はあるかという質問には、5箇所からあると回答があり、平均年間で2~18回水揚げがあり、水揚げ金額の平均は1人あたり5~30万円、魚種はアマダイ、アラ、タチウオ、マダイ、ブダイ、イシダイなどでした。

問4遊漁船業者とのトラブルについて、(1) トラブルの有無については20箇所からあると回答があり、そのうち5箇所は増加傾向とのことでした。トラブルの事由として、立入禁止区域等への渡船については4箇所からあると回答がありました。

また、遊漁場所によるトラブルについては19箇所からあると回答があり、養殖いけす周辺が11箇所、飼付付近4箇所、魚礁・つきいそ付近11箇所、漁船操業付近12箇所、その他として遊漁者による漁場の占領があげられました。

また、漁具被害についても9箇所からあると回答があり、詳細としましては、漁具の破損、盗難、漁具へ釣り具が絡むことによるけが、施設の破損があげられました。

その他のトラブルとしては漁港内での駐車トラブルがあげられました。

次のページをご覧ください。問5遊漁者とのトラブル防止対策について、遊漁者とのト

ラブル回避に向けた取組として、8箇所からあると回答がありました。主な取組としては、密漁防止等に関連する立て看板の設置等がありました。

問6今後の海面利用について、(1)遊漁者との海面利用に関する意見調整の場が必要かという質問に対し、23箇所から必要と回答がありました。調整すべき事項としては、記載されているとおりです。また、調整すべき事項について、どのような対策が必要かという質問には、区画漁業権内の立入禁止、夜間遊漁の禁止、見回り強化、禁止事項の周知があげられました。

県としては、昨年からはじめましたアンケート調査を継続的に実施することで、県内の遊漁の実態把握について努めて参りたいと考えております。また、問6で皆様からのご意見がありましたが、禁止事項や漁業権に関する周知活動が重要と考えられますので、県の方でも予算をとりまして、遊漁者に対し、禁止事項等を周知するポスターやハンドブックの作成を進めているところです。以上が報告内容となります。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○伊東委員

はい。

○甲山会長

伊東委員どうぞ。

○伊東委員

遊漁船が頻繁に同じ漁場にくるとサメがついてしまい、漁業者が漁場として使えなくなります。ただ、漁場にくるなということも出来ず、その漁場を諦めているのが現状です。遊漁船業者と協議の場を設けることは必要かと思えます。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

意見の調整の場として、遊漁の調整委員会のようなものは存在しているのか教えていただきたいです。

○小池水産技師

以前、県には海面利用協議会というものが存在しておりました。ただ、平成23年頃から諮問事項等もなくなりまして、活動が休止している状態となっております。

最近はコロナ禍ということもございまして、レジャー活動が増えてきており、先ほど伊東委員からもありました、漁業者と遊漁船に関するトラブル等についてお聞きする機会が増えてきている状況です。

県としても、皆様の意見をお聞きしながら、対応を検討していきたいと考えております。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

全体を通して、御意見・御質問はありませんか？

○委員一同

なし。

○甲山会長

その他として事務局から何かありますか？

○久保菌事務局長

特にございません。

○甲山会長

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

令和5年6月14日午後2時47分閉会